

特定非営利活動法人 I T 育成会あすな 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 I T 育成会あすな という。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を滋賀県長浜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、一般市民に対して、I T（情報技術）に関する普及指導の事業を行い、一般市民が気軽に情報技術の取得ができ、充実した余暇活動に寄与することを目的とする。

また、デジタルデバイド（情報格差）の解消を目指し、健全なる情報社会の環境整備に貢献し、雇用・能力開発および雇用の創出により地域経済社会の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 情報化社会の発展を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 情報技術の普及に関する事業
- ② 情報技術に関わる相談やコンサルティング事業
- ③ 情報技術に関わる人材育成事業
- ④ 情報格差の解消に関する事業
- ⑤ 職業能力育成に関する事業
- ⑥ 情報社会の環境整備に関する事業
- ⑦ 情報技術や情報格差に関する調査研究出版事業
- ⑧ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表が別に定める入会申込書により代表に申し込むものとし、代表は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 代表は前項のものの入会を認めないとときは、速やかにその理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 脱会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して2年以上会費を滞納したとき。
- (3) 除名されたとき。

(脱会)

第10条 会員は、代表が別に定める脱会届を代表に提出して、任意に脱会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

(第4章 役員及び職員)

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 運営委員 4人以上8人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 運営委員のうち、1人を代表、1人を副代表とする。

(選任等)

第 14 条 運営委員及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表及び副代表は、運営委員の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになつてはならない。
- 4 監事は、運営委員又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 代表は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 運営委員は、運営委員会を構成し、この定款の定め及び運営委員会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 代表の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを發見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 運営委員の職務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、運営委員に意見を述べ、若しくは運営委員会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は 1 年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならぬ。

(欠員補充)

第 17 条 運営委員又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機會を与えるなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は代表が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は正会員をもって構成する。

2 賛助会員は総会に出席し、意見を述べることができる。

(機能)

第23条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 事業報告及び決算議決事項
- (2) 役員の選任及び解任
- (3) 会費及び入会金の額
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) 合併
- (7) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 解散した場合の残預財産の処分
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営委員から付議された事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度湖北地域内にて1回開催する。

2 臨時総会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 運営委員会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、代表が招集する。

2 代表は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電子メール等をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号、第 49 条、第 50 条第 2 項、第 51 条及び第 52 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 運営委員会

(構成)

第 31 条 運営委員会は運営委員をもって構成する。

- 2 監事は運営委員会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第 32 条 運営委員会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 役員の職務及びその報酬
- (3) 総会に付議すべき事項

- (4) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (5) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (6) その他この法人の運営に関する必要な事項

(開催)

第 33 条 運営委員会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき。
- (2) 運営委員総数の 3 分の 1 以上から会議の事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第 34 条 運営委員は代表が招集する。

- 2 代表は、第 33 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定による請求があつたときは、その日から 15 日以内に運営委員会を招集しなければならない。
- 3 運営委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電子メール等をもつて、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 運営委員会の議長は、代表がこれに当たる。なお、代表が欠席したときは、その運営委員会において出席した運営委員のうちから選出する。

(議決)

第 36 条 運営委員会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 運営委員会の議事は、運営委員総数の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各運営委員の表決件は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のために運営委員会に出席できない運営委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもつて表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した運営委員は、第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、運営委員会に出席したものとみなす。
- 4 運営委員会の議決について、特別の利害関係を有する運営委員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 運営委員会の議事については、次に事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 運営委員総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあってはその数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の議決に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表が管理し、その方法は総会の議決を経て、代表が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表が作成し、運営委員会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表は、運営委員会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、運営委員会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、運営委員会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、収支計算書、賃貸対照表及び資産目録などの決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

(臨機の処置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数の議決を経なければならない。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。また、変更内容については、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第 1 号の事由により解散するときは、総会に出席した正会員の過半数の承諾を経なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散したときは、運営委員が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、この法人の目的と類似すると認める特定非営利活動法人又は公益法人の中から、総会において出席した正会員の過半数をもって決した法人に寄付するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において出席した正会員の過半数の議決を経、かつ、所轄庁の認証を経なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雜則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、運営委員会の議決を経て、代表がこれを定める。

付 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代 表	若林 宏
副 代 表	前田 徹
運営委員	熊谷 幹夫
同	清水 千春
監 事	中村 春三
同	竹中 庄蔵

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2004年の6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から2004年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

入会金	正会員	2,000 円
	正会員 (団体)	10,000 円
	賛助会員	2,000 円
	賛助会員 (団体)	10,000 円
年会費	正会員	3,000 円
	正会員 (団体)	6,000 円
	賛助会員	3,000 円
	賛助会員 (団体)	6,000 円